

公益財団法人 大阪国際交流センター 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人大阪国際交流センター（以下「本財団」という。）と称し、英語名を OSAKA INTERNATIONAL HOUSE FOUNDATION という。

(事 務 所)

第2条 本財団は、主たる事務所を大阪市天王寺区に置く。

2 本財団は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更また廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 本財団は、大阪国際交流センターを拠点とし、大阪を中心とした関西一円において、国際交流・協力活動や外国人への支援を行うとともに、市民主体のこれらの諸活動の促進及び国際化に資する活動の場の提供を通じ、市民レベルの相互理解や友好親善を増進し、異なる文化や価値観を有する人々が安心して暮らし活躍できる社会の実現に貢献することにより、我が国及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流・協力の促進に資する事業
- (2) 外国人が暮らしやすい地域づくりに資する事業
- (3) 国際化の担い手の育成に資する事業
- (4) 国際化に資する情報提供事業
- (5) 国際化に資する行催事への施設提供事業
- (6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項に規定する事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第6条 本財団は、理事長が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産および会計

(財産の種別)

第7条 本財団の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとし、別表のとおりとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産は、適正な維持及び管理に努めなければならないが、やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本財団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書等」という）は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 事業計画書等については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 財産目録及び前項記載の書類については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 1 1 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 4 8 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(評議員)

第 1 2 条 本財団に、評議員 3 名以上 1 0 名以内を置く。

(選任等)

第 1 3 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数の 3 分の 1 を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学
共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人又は認可法人

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、本財団の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（権 限）

第14条 評議員は、評議員会を構成し、第17条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任 期）

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第12条に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第16条 評議員は、無報酬とする。

2 前項とは別に、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める財団役員等の報酬等及び費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事、監事、評議員の選任及び解任
- (2) 理事、監事、評議員の報酬等及び費用の額並びにその規程の決定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の決算の承認
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印するものとする。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第27条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長及び理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法の業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

2 会長及び理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計

数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 監事には、本財団の理事（その他親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その他親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務・権限）

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本財団の職務を執行する。

- 2 会長及び理事長は、この定款の定めるところにより本財団を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定める理事の職務権限規程に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 会長及び理事長並びに常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事及び使用人に対して、随時事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 必要があると認めるときは評議員会に出席し、意見を述べること。
- (5) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

- (8) 理事が本財団の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

- 第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第27条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 補欠として選任された役員の任期は、その前任者の任期の満了する時までとする。

(解 任)

- 第32条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

- 第33条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める財団役員等の報酬等及び費用に関する規程に従って、報酬等を支給することができる。
- 2 前項とは別に、役員には、同規程に従って、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除または限定)

- 第34条 本財団は、役員的一般社団法人・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任額を控除して得た金額を限度として、免除することができる。

(名誉顧問及び顧問)

第35条 本財団に、名誉顧問及び顧問を10名以内置くことができる。

- 2 名誉顧問及び顧問は、学識経験者等の中から、理事会において任期を定め、たうえで選任する。
- 3 名誉顧問及び顧問は、無報酬とする。
- 4 前項とは別に、名誉顧問及び顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 5 前項に関し、必要な事項は、評議員会の決議により別に定める財団役員等の報酬等及び費用に関する規程による。

(名誉顧問及び顧問の職務)

第36条 名誉顧問及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第2節 理事会

(設置)

第37条 本財団に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 前各号に定めるもののほか、本財団の業務執行の決定
 - (5) 理事の職務の執行の監督
 - (6) 会長及び理事長並びに常務理事の選任及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (4) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
 - (5) 第34条の責任の免除

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度内に2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第30条第1項第6号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、そ

の提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び理事長並びに監事はこれに記名押印しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第38条第1項第6号に基づく会長又は理事長もしくは常務理事の変更をした場合、出席した理事及び監事がこれに署名しなければならない。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第3条において規定する目的、第4条第1項に規定する事業並びに第13条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第50条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業並びに第13条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という）第11条第1項各号に掲げる事項にかかる定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第48条 本財団は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

但し、公益認定法第25条に該当する合併のときは、予め行政庁の認可を受けなければならない

(解散)

第49条 本財団は、一般社団・財団法人法第202条第1項、第2項及び第3項に規定する事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第50条 本財団が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第51条 本財団が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第6章 事務局

(設置等)

第52条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 重要な使用人は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 会 員

(会 員)

第53条 本財団の趣旨に賛同し後援する個人、法人又は団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 本財団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 本財団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める個人情報保護規程による。

(公 告)

第56条 本財団の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、大阪府において発行される日本経済新聞に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本財団の最初の評議員は、今井渉、酒井利文、西宇正、西澤信夫、横沢眞樹子とする。

4 本財団の最初の代表理事は、次に掲げるものとする。

会長 藤洋作、理事長 永田兼一

別表 基本財産（事業を行うために不可欠な基本財産）（第7条関係）

財産種別	金額
定期預金、有価証券	200,000,000 円

附 則

この定款は、平成26年6月24日から施行する。